

## 法律科目試験問題（憲法） 配点 50 点

次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。

### 【事例】

(1) 20××年 1月、極めて感染性が高く、重症化しやすい新種のウイルスが世界中で爆発的に流行した。日本においても、3月に初めて感染者が確認されたのち、4月には全国的に感染者が増大したことをうけて、全国の学校の臨時休校、不要不急の外出の自粛等が呼びかけられた。これにより人々の活動が強く抑制され、感染拡大傾向はある程度おさえられたが、経済活動に深刻なダメージがもたらされた。

そこで、内閣は、事業継続を支え、再起の糧としてもうため、20××年度の一般会計予算に計上されていた予備費を使用して、新種のウイルスの拡大に伴い特に大きな影響を受けている中堅企業、中小企業その他の事業主のうち、前年同月比で事業収入が 50%以上減少した個人事業主及び資本金 10 億円未満かつ常時雇用する従業員 2000 人未満の者に対して、申請にもとづき、200 万円を限度とする給付金（以下「持続化給付金」という。）を支給する方針を固めた。

(2) 制度を具体化するにあたって、持続化給付金の対象者に、NPO や社会福祉法人等の営利を目的としない者を含むかについて検討がなされ、持続化給付金が新種のウイルスによる経済的打撃を緩和するためのものであることからすれば、持続化給付金が対象とする事業は営利目的に限定する必要はなく、持続化給付金の趣旨からすれば、営利を目的としない場合であっても対象者とすべきだと整理された。

もっとも、営利を目的としない者の中には、宗教上の組織若しくは団体が含まれうことが問題となり、この点を巡って次の二つの見解が対立した。

(ア) 宗教上の組織若しくは団体であっても、新種のウイルスにより、結婚式、葬式、法事等の活動に大きな制約が生じており、経済的打撃をうけていることには変わりはないのだから、持続化給付金の支給対象とすべきである。

(イ) 宗教上の組織若しくは団体に対する金銭の給付は政教分離原則の観点から問題がありうるから、持続化給付金の対象とすべきではない。

### 【設問】

あなたは、ある宗教法人の顧問弁護士であり、顧問先から、判例や学説を踏まえて、(イ)の立場を否定し、(ア)の立場を擁護する憲法解釈を示すよう依頼を受けている。どのような立論が可能か、検討しなさい。また、検討の結果、依頼に応えられないと見込まれる場合であっても、憲法上の論点を検討した上で解答すること。